

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う学校の対策・対応等について

このことについて、鹿児島市内の接客を伴う飲食店において、新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生し拡がりを見せていることから、各学校においては、5月の学校再開時以上の緊張感を持ち、下記のとおり徹底した対策・対応等を行ってください。

なお、児童生徒への指導のみならず、全職員についても同様に対応してください。

記

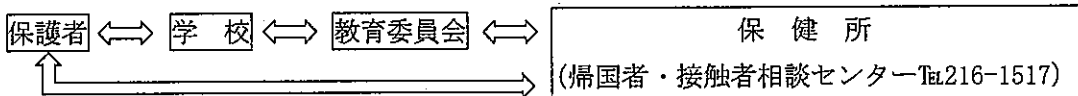
1 新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（令和2年6月18日付け「衛生管理マニュアル」参照）

- (1) 3密の場を避けるとともに、手洗いやうがい、換気などの感染症対策を徹底すること。
- (2) 発熱や体調不良等の児童生徒については、登校を控えるようにすること。
- (3) 登校する児童生徒については、自宅での検温記録を提出させるとともに、検温できていない場合や健康観察上必要を感じる場合は、必ず検温を実施すること。
- (4) 登校後の発熱や体調不良等については、保護者に連絡し早退を促すこと。
場合によっては、早退まで他の児童生徒との接触を避けることができる場所を確保すること。
- (5) マスクの着用について、熱中症対策を講じながら適切に対応すること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症に関する知識等について、令和2年5月8日付け「新型コロナウイルス感染症に関する指導資料」を踏まえ、改めて、発達の段階に応じた指導を行うこと。

2 保護者からの新型コロナウイルス感染症に関する情報提供への対応について

- (1) 保護者には、学校に連絡するよう依頼し、学校が感染に関する情報を受けた場合は、直ちに市教育委員会保健体育課に連絡すること。

また、学校から保健所（帰国者・接触者相談センター）への問合せは行わないこと。



- (2) 保護者からの情報については、プライバシー保護の観点から職員への守秘義務を指導し、漏洩しないように徹底すること。

また、注意喚起などのためにメール等を使用する場合は、個人が特定されないよう十分留意するとともに、事前に教育委員会に相談すること。

- (3) 保護者からの情報に関して、偏見やいじめ等が生じないように十分指導すること。（参考：令和2年5月8日付け「新型コロナウイルス感染症に負けないために」のリーフレット活用について（依頼）」等）